

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

○洪水害

管内を流れる宇陀川、芳野川、青蓮寺川、山粕川、菅野川などの河川の氾濫による浸水が想定される。宇陀川流域について国土交通省及び県が水防法に基づく浸水想定区域を指定し、芳野川については県が水防法に基づく浸水想定区域を指定している。

また集中豪雨の際などは、小河川や道路側溝等が溢れることも想定され、内水氾濫が起こることを想定する必要がある。氾濫により土砂災害につながることも想定される。

○土砂災害

管内の大半を山地・林野が占めており、急傾斜地崩壊危険箇所等土砂災害の危険性が高い。また山間部の谷筋に集落が散在していることから、土砂災害の危険性と集落孤立のおそれがあるとして、土砂災害防止法に基づき以下の通り多くの箇所が指定されている。

	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
宇陀市	1,259	1,232	512	434	23	0	1,794	1,666
曾爾村	72	70	87	65	2	0	161	135
御杖村	131	129	174	158	1	0	306	287
合計	1,462	1,431	773	657	26	0	2,261	2,088

○地震災害

管内に大きな影響を及ぼすと見込まれる奈良盆地東縁断層帯地震により、最大震度 6 弱から 6 強に見舞われると想定される。これにより建物被害は 20%を超えるとされており、人的被害については避難を含むと 1 万人を超えるとされている。

また南海トラフ沿いの地域におけるマグニチュード 8~9 クラスの地震の 30 年以内発生確率は 70~80%とされており、当地域における震度は最大で 6 強とされている。

○感染症など

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また事業者の業種によっては食中毒リスクやノロウイルスのような集団感染の恐れも想定される。現在では新型コロナウイルス感染症のように、全国的かつ急速な蔓延により人々の生命及び健康に重大な影響を与える感染症も流行しており、想定外の災害発生というリスクも考えられる。

(2) 商工業者の状況

中山間地域に位置しているため、農業・林業等の 1 次産業が中心であるなか、主要産業として、毛皮革産業・銘木製造業・大和伝統野菜等近郊農業がある。1,449 件の事業者のうち、約 87%にあたる 1,267 件が小規模事業者である。いずれも、大和高原エリアの気候や土地を活かす地域独特の農林商工業が現在も引き継がれている。地域経済を成り立たせるために、地場産業の事業承継や地域農産品の付加価値向上が課題となっている。

【宇陀地域の商工業者数（農業・公務を除く）】

	建設業	製造業	卸売業・小売業	宿泊業・飲食業	生活関連サービス業	医療・福祉	不動産・物品賃貸業	その他	合計
宇陀市	172	167	345	96	106	93	39	280	1,298
曾爾村	28	24	27	13	9	3	1	20	125
御杖村	25	18	29	8	9	8	1	24	122
合計	225	209	401	117	124	104	41	324	1,545

(H28 経済センサスより)

(3) これまでの取組

○市村の取組

- ・防災計画の策定、周知
- ・自主防災活動体制の確立および整備、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・児童、生徒への防災教育の推進

○商工会の取組

- ・事業者 BCP 策定に関する国の施策等の周知
- ・専門家派遣による BCP 策定にかかる個別支援
- ・東京海上日動火災㈱、あいおいニッセイ同和損保㈱、奈良県火災共済協同組合等と連携した損害保険への加入促進
- ・奈良県商工会青年部連合会地域支援対策部会における防災拠点としての設置登録

II 課題

災害による被害を抑えるため、起こりうる災害を想定し事前の減災に向けた対策を進めることが必要と考える。しかしながら現状では緊急時の取組について明確に設定されておらず、具体的な協力体制などを明記したマニュアルが整備されていない。

またリスクに備えた共済・保険並びに BCP についての周知が十分に行えておらず、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員がいない。

小規模事業者においては事業継続計画、事業継続力強化計画について災害等リスクに対する準備を整える必要があるが、現状を把握した上で必要な支援策を個々の事業所に対し展開する必要がある。

III 目標

上記の課題を踏まえ、本計画の目標を以下の通り設定する。

- ・発災時の応急対策及び復興支援を円滑に行うため、被害情報に関する連携体制を構築する。
- ・管内の小規模事業者に対し、災害リスクや事前対策についての必要性を周知する。
- ・管内の小規模事業者に対し、事業継続力強化計画並びに BCP の必要性を周知し作成支援を行う。
- ・ビジネス総合、火災保険、福祉共済等の各事業所における必要性を加味し、適正推進を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市村の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・多発する自然災害や事故等のリスク評価を平準化し、商工会および市村の広報誌・ホームページ等によって各種施策を周知する。
- ・商工会経営指導員等の巡回・窓口支援において、事業継続力強化計画およびBCPについて普及活動と作成支援活動を行う。
- ・事業継続力強化にかかる啓発セミナーや計画策定に伴う支援について、専門家を招聘し実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年度を目標に事業継続計画を策定する予定。

③関係団体等との連携、フォローアップ、訓練の実施等

- ・兼ねてから連携している奈良県火災共済協同組合や、奈良県商工会連合会と連携協定予定である東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)と連携し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済・損害保険の紹介等を実施する。
- ・事業継続力強化計画、BCPの策定に向けた支援の一環として、専門家を招聘し、適切な計画策定に向けて支援がすすめられるよう取り組む。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発災時には人命を最優先とし、そのうえで事業者の事業継続を支援するため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・商工会においては災害後3時間以内に職員の安否報告を行い、加えて各地域を統括する総務委員の安否確認を行うことで、業務従事の可否や各地域の大まかな被害状況を共有する。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・商工会職員は、市村や気象庁等から発せられる情報に加え、自らの目視などにより自身の安全を確保したうえで出勤する。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報を共有する。(被害規模の目安は以下の通り)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害は発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害は発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日間	1日に2回共有する
4日目～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	1日に1回必要に応じて共有する
1か月以降	必要に応じて共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報を迅速に収集し、指揮命令を円滑に行うための仕組みを構築する。収集および指揮命令は電話、メール、FAX、郵送等を適宜利用する。
- ・ 共有した情報を奈良県の指定する方法にて当会または当市村より奈良県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

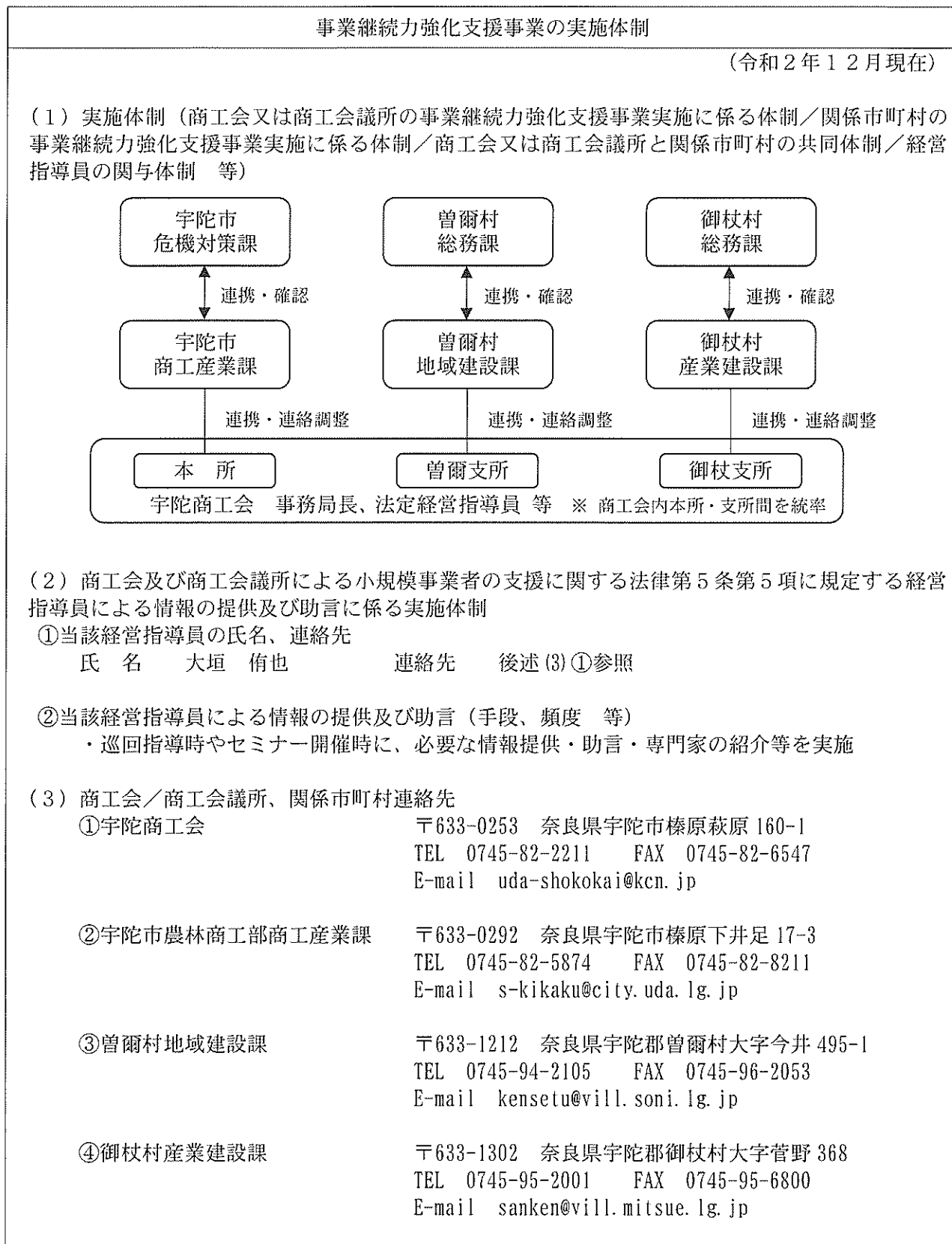
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口の設置について市村と協議する。
- ・ 地区内の小規模事業者等の被害状況について詳細を確認し共有する。
- ・ 応急時に有効となる被災対応施策（国や県、市村等の施策）について地区内事業者へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 国や県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、独自対応が困難な場合には、他地域からの応援等について県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	380	380	380	380	380
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・広報媒体作成費	20	20	20	20	20
・広報通信費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京海上日動火災株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号
あいおいニッセイ同和損害株式会社 代表取締役 金杉 恭三 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
奈良県火災共済協同組合 理事長 松塚 幾善 奈良県奈良市登大路町38-1
連携して実施する事業の内容
①商工団体会員企業への動向募集 ②会議、セミナーにおける制度説明 ③地震、水害等自然災害担保商品の提案 ④多項目加入の提案等
連携して事業を実施する者の役割
①自然災害等の対策として普及啓発、各種制度の情報提供を行う。 ②中小・小規模事業者が単独で行う「事業継続力強化計画」の保険(共済)加入のリスクファイナンスとして加入することにより、自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組を行う。 ③商工会会員事業者等に対する労務リスク対策のノウハウ提供 ④商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ⑤労務リスク対策セミナーの共同開催および講師派遣 ⑥労務リスク対策ツールの提供
連携体制図等